プロジェクト　IFRS S1 号に相当する基準の開発

項目　他の情報との関係

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。

2. 本資料は、日本版 S1 基準における**他の情報との関係**に関する定めについて検討することを目的としている。なお、本論点は相互参照とも関連するが、相互参照については別途検討を行うことを予定している。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次の事項を定める（後述の第 7 項参照）。

(1) サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にしてはならない。

(2) 重要性がある情報が不明瞭となる場合がある状況の例を示す。

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、法令などによって開示が求められる他の情報とサステナビリティ関連財務情報が同じ場所に開示される場合について定められている（和訳は事務局による仮訳）。

62	An entity may disclose information required by an IFRS Sustainability Disclosure Standard in the same location as information disclosed to meet other requirements, such as information required by regulators. The entity shall ensure that the sustainability-related financial disclosures are clearly identifiable and not obscured by that additional information (see paragraph B27). 企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」により要求される情報について、規制当局が要求する情報など、他の要求事項を満たすために開示する情報と同じ場所に開示する場合がある。企業は、サステナビリティ関連財務開示が明瞭に識別可

能であり、当該追加的な情報によって不明瞭にならないことを確保しなければならない（B27 項参照）。

B31 Law or regulation might specify requirements for an entity to disclose sustainability-related information in its general purpose financial reports. In such circumstances, the entity is permitted to include in its sustainability-related financial disclosures information to meet legal or regulatory requirements, even if that information is not material. However, such information shall not obscure material information.

法令が、企業に対し、一般目的財務報告書においてサステナビリティ関連情報を開示するよう要求事項を定める場合がある。そのような状況で、企業は情報に重要性がない場合であっても、法令の要求事項を満たすために、その情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることが容認される。しかしながら、そのような情報は、重要性がある情報を不明瞭にしてはならない。

5. また、サステナビリティ関連財務情報と他の情報が同じ場所に開示される場合に、重要性がある情報が不明瞭となることがある状況について、次のように定められている。

B27 An entity shall identify its sustainability-related financial disclosures clearly and distinguish them from other information provided by the entity (see paragraph 62). An entity shall not obscure material information. Information is obscured if it is communicated in a way that would have a similar effect for primary users to omitting or misstating that information. Examples of circumstances that might result in material information being obscured include:

(a) material information is not clearly distinguished from additional information that is not material;

(b) material information is disclosed in the sustainability-related financial disclosures, but the language used is vague or unclear;

(c) material information about a sustainability-related risk or opportunity is scattered throughout the sustainability-related financial disclosures;

(d) items of information that are dissimilar are inappropriately aggregated;

(e) items of information that are similar are inappropriately disaggregated; and

(f) the understandability of the sustainability-related financial disclosures is reduced as a result of material information being hidden by immaterial information to the extent that a primary user is unable to determine what information is material.B31 Law or regulation might specify requirements for an entity to disclose sustainability-related information in its general purpose financial reports. In such circumstances, the entity is permitted to include in its sustainability-related financial disclosures information to meet legal or regulatory requirements, even if that information is not material. However, such information shall not obscure material information.

企業は、サステナビリティ関連財務開示を明瞭に識別し、企業が提供する他の情報と区別しなければならない（第 62 項参照）。企業は重要性がある情報を不明瞭にしてはならない。情報を省略したり誤表示したりするのと同様の影響を主要な利用者に与えるような方法で情報が伝達される場合、その情報は不明瞭になる。重要性がある情報が不明瞭となる場合がある状況の例には次のすべてが含まれる。

(a) 重要性がある情報が、重要性がない追加的な情報と明瞭に区別されていない。

(b) 重要性がある情報がサステナビリティ関連財務開示において開示されているが、使用されている言葉遣いがあいまい又は不明確である。

(c) サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する重要性がある情報が、サステナビリティ関連財務開示全体に散らばっている。

(d) 異質な情報項目が、不適切に集約されている。
(e) 類似した情報項目が、不適切に分解されている。
(f) どの情報に重要性があるのかを主要な利用者が判断できないほどに重要性がある情報が重要性がない情報によって隠されている結果として、サステナビリティ関連財務開示の理解可能性が低下している。

事務局による分析

6. 本資料の第 4 項及び第 5 項に掲げた事項については、開示に関する基本的な考え方を示したものであり、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していないものである。このため、これらについては、日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

（事務局による提案）

7. 日本版 S1 基準において、次の事項を定めることとしてはどうか。

(1) サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にしてはならない。

(2) 重要性がある情報が不明瞭となる場合がある状況の例を示す。

文案

8. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

（HP では非公表）

ディスカッション・ポイント

① 日本版 S1 基準において次の事項を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
   (1) サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にしてはならない旨を定める。
   (2) 重要性がある情報が不明瞭となる場合がある状況の例を示す。
② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以　上